様式第１２号（第１６条関係）

弁　明　書

平成１５年２月１８日

静岡県知事　石川　嘉延　様

弁明者

[redacted]

行政手続法第２９条第１項の規定により、次の通り弁明します。

弁明の件名	熱海市伊豆山字[redacted]字水立[redacted]における開発行為に係る都市計画法第81条第１項に基づく措置命令。
弁明の機会の付与に係る不利益処分の原因となる事実その他当該事案の内容についての弁明	措置命令対象地における道路の整備等の造成類似行為は、風致許可区域内における土砂の搬出のためであり、１０トンダンプ通行のため緩い勾配と強固な路盤整備を行いました。平坦な地面につきましては斜面水の緩和のためであり、開発行為にとらえられたのは、開発許可済みの第１工区の完了検査に向けての工事費捻出の為の融資における担保用地の条件として地目の宅地への変更があったことと、ペンション予定地の看板があるためと思われます。従って、開発行為ととらえられるような造成は中止し、建築行為は行いません。 当該地区の区域外への土砂の流出は現在おこっておらず、防止計画については指導のもとに当該措置を行います。
添付する証拠書類又は証拠物	有りません。

静岡 15.2.18 都土第 号